精密工学会論文賞規程

第1章 総 則

- 第1条 本会に精密工学会論文賞(以下「本賞」という)を設ける.
- 第2条 本賞は、その内容が最も独創性に優れ、工学的および工業的価値が高いと認められる論文の著者 に対し、学術研究を奨励し、精密工学に関する学術の発展を促進することを目的として贈賞する.
- 第3条 本賞は、同一年度に同一論文に対して、本会のその他の賞と重複して贈賞しない。
- 第4条 本賞の審査対象論文は、前年の1月1日以降12月31日までに発行された「精密工学会誌」および前々年10月1日から前年9月30日までに発行された「Precision Engineering 誌」とし、「Precision Engineering 誌」は精密工学会会員(投稿時)が含まれる論文の自薦・他薦のみを対象とする。
 - 2. ただし、自薦・他薦による推薦は過去2年間に発表された論文までを対象とする.
 - 3. さらに、当該年度の論文と続報関係にある、研究対象を一にする複数論文をまとめて一つの成果として選考することも考慮し、その場合、過去数年間に発表された論文を考慮することがある.
- 第5条 贈賞は、原則として毎年3件以内とする.
- 第6条 贈賞に値する論文がないときは、その年度には贈賞しない.
- 第7条 同一人が再度受賞することは、差し支えないものとする.

第2章 審查委員会

- 第8条 本会に、精密工学会論文賞および精密工学会研究奨励賞ならびに精密工学会沼田記念論文賞、精 密工学会高城賞の審査を行う4賞合同の論文賞等審査委員会(以下「審査委員会」という)を置 く.
- 第9条 審査委員会委員長は、理事会または執行委員会の議決により、会長が指名する.
 - 2. 特別の事情のない場合は、副会長がこれにあたる.
- 第10条 審査委員会の幹事および委員は、審査委員会委員長の推薦により、会長が委嘱する。
- 第11条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする.
- 第12条 審査委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の3分の2とし、出席 委員の過半数の同意をもって議決する。
 - 2. 賛否同数の場合は委員長が決定する.
- 第 13 条 審査手続きは、別に定める精密工学会論文賞・精密工学会研究奨励賞・精密工学会沼田記念論文 賞・精密工学会高城賞 審査要領による.
- 第14条 審査委員会委員長は、毎年1月の理事会に審査結果を報告する.

第3章 受賞者の決定

第15条 理事会または執行委員会は、審査委員会委員長の報告を受け、受賞者を決定する.

第4章 表 彰

- 第16条 贈賞は、毎年精密工学会春季大会において行うことを原則とする.
- 第17条 賞は、賞状および賞牌とする.
- 第18条 連名の場合の賞状および賞牌は、連名者全員に贈る.

2023年1月20日 理事会にて承認

以上